

第四管区海上保安本部公示第 12 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 16 日

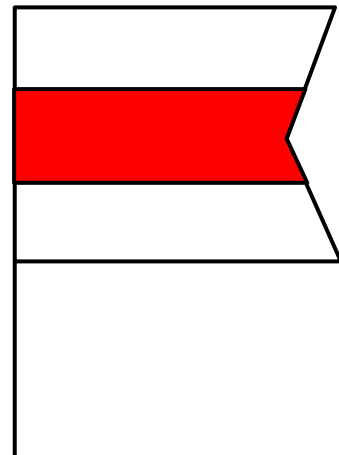
第四管区海上保安本部長（公印省略）

- 1 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所  
三重県伊勢建設事務所長 林田 充弘  
三重県伊勢市勢田町 6 2 8 番地 2

- 2 水路測量を実施する区域及び期間  
別図に示すとおり  
令和 8 年 6 月 22 日～令和 8 年 8 月 31 日（うち 10 日間）

- 3 水路測量の実施方法  
GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深


- 4 その他必要な事項  
測量船は、水路業務法第 17 条に基づき、  
水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省  
令第 55 号）第 6 条に定める標識を揚げる。



白  
紅  
白

# 別図



 調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図